

益城町いじめ防止基本方針

平成27年 5月11日

益城町教育委員会

目 次

はじめに

I いじめの防止に関する基本的考え方

- (1) いじめの基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) いじめの態様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) いじめの定義と理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) いじめの防止対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・ 2

II 町が実施する施策

- (1) 町の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 益城町いじめ問題対策連絡協議会の設置・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) いじめ防止施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) いじめ早期発見のための施策・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (6) その他必要な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

III 確かな現状認識と学校が実施すべき施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) いじめ防止等の対策組織の設置・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置・・・・・・・・・・・・ 5

IV 重大事態への対処

- (1) 重大事態の報告、調査、対処・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 調査主体が学校の場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 調査主体が教育委員会の場合・・・・・・・・・・・・ 7
- (4) 調査結果を受けた町長による再調査及び措置・・・・・・・・・・・・ 7

V その他いじめ防止のための対策に関する重要事項・・・・・・・・ 7

- (1) 基本方針の見直しの検討・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 基本方針策定状況の確認と公表・・・・・・・・・・・・ 7

VI 各学校における日常の未然防止

- (1) 早期発見のための体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 児童生徒の願いや思いを受け止める・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) いじめ発見と確かな手立て・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる・・・・・・・・・・・・ 8
- (5) 相談しやすい環境づくり・・・・・・・・・・・・ 9
- (6) いじめ対応の基本的流れ・・・・・・・・・・・・ 10
- (7) いじめ発見時の緊急対応・・・・・・・・・・・・ 10

VII 連携及び環境の醸成

- 地域の教育力の活用・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

はじめに

いじめは、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものです。その際、いじめはどの学校においても、どの児童生徒にも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることを十分に認識しておく必要があります。

町においては、これまでも町教育委員会、学校、家庭、地域その他関係者と連携の下、いじめを許さない学校・学級づくりに取り組んできました。また、いじめを把握した場合には、いじめを受けている児童生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできました。

しかしながら、町においても毎年多くのいじめが認知され、その中には深刻な事態に至ったものもあります。児童生徒の尊厳が守られ、生命・身体の安全が脅かされることのないよう町民総がかりでいじめを防ぐという強い決意のもと、益城町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）を策定します。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び熊本県いじめ防止基本方針を踏まえ、町がいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

I いじめ防止に関する基本的考え方

(1) いじめの基本認識

- ア いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ウ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見されにくい。
- エ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- オ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- カ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- キ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ク いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) いじめの態様

- ア 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- イ 仲間はずれにされたり、集団に無視されたりする。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめの定義と理解

(定義) 法第2条より抜粋

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、大人も児童生徒も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

また、いじめは、どの学校にも、どの児童生徒にでも起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものです。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

(4) いじめの防止対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関する問題です。いじめ防止の対策は、すべての児童生徒が安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、校内外を問わずいじめがなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめ防止の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他野関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して実施します。

II 町が実施する施策

(1) 町の基本方針

益城町では、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、いじめ防止等、家庭や地域・関係機関の連携等をより効果的なものにするため、町や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにします。そして、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等の取組みを定めるものです。

また、町の実情に応じ、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等が、町において系統的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載します。町の基本方針の実現のためには、学校、家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起します。その上に、いじめ問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質や能力の向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組みとその点検、その実現状況の継続的な検証を行います。

なお、より実効性の高い取組を実施するため、町の基本方針が、町の実情に則して機能しているかを点検し、必要に応じてこれを見直すこととします。

(2) 益城町いじめ問題対策連絡協議会の設置

町は、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、「益城町いじめ問題対策連絡協議会」（仮称。以下同様。）を設置し、その構成員は、学校、町教育委員会、町長部局関係課、上益城教育事務所、児童相談所、地方法務局、警察等の他、心理や福祉の専門家等が参加するものとします。

(3) いじめの防止施策

- ア いじめの防止等の対策を検討する各学校の『生徒指導委員会』『いじめ・不登校委員会』等の取組みを支援し、いじめ・不登校の未然防止、早期発見早期解消のための取組みを強化します。必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門機関や弁護士、医療関係者等を要請します。
- イ 県教育委員会と連携を取りながら、インターネット上でのいじめをしないさせない環境づくりに努め、情報モラル教育を推進するとともに、その情報を各学校に提供します。
- ウ 児童生徒が、学校・家庭・地域の共通理解のもと、地域住民による学校支援活動を通して様々な人と触れ合う活動や豊かな体験の機会を設けることで、他者の理解、自他の命、人権を尊重する態度、物事に感謝する心を醸成できるように、町が取組む学校支援地域本部事業、コミュニティ・スクールを通して、学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを推進します。
- エ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて、児童生徒の規範意識等を養うために『熊本家庭教育支援条例』の周知や、くまもと『親の学び』プログラムの実施等を通して、保護者を対象とした啓発活動やその周知等、家庭への支援を行います。
- オ いじめ防止の対策が、関係者の連携のもと適切に行われるよう、既存の連絡協議会を利用し、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援、その他必要な体制の整備を図ります。

(4) いじめ早期発見のための施策

- ア 『心のアンケート』、『県のいじめ対応マニュアル』等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、定期的な教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努めます。
- イ より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA や地域の関係団体との連携促進や、学校支援地域本部事業、コミュニティ・スクール、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築するとともに、情報の共有化を図ります。

(5) いじめへの対処 (図1)

- ア いじめに対しては、学校、町教育委員会、各関係機関等が連携し対処します。また、インターネットを通じて行われるいじめが発生した場合には、県教育委員会と連携して解決に努めます。
- イ いじめの行為が犯罪と思われる場合には、学校等警察連絡協議会の申し合わせ事項による相談基準に基づいて、適時適切に相談を行うよう、警察と連携・協力体制の整備に努めます。

- ウ 町教育委員会は、法第 23 条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて学校に対して支援を行う、もしくは必要な措置を講ずることを指示します。
- エ いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けることができるように速やかに支援します。
- オ いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、双方の児童生徒、保護者に対して支援または指導ができるようにするため、学校相互間の連携・協力体制の整備に努めます。

(6) その他必要な施策

- ア 『心のアンケート』や『事故・問題行動等の定例報告』、生徒指導連絡協議会等の情報を通して、学校における取組状況を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリスト(いじめ問題対応マニュアル)の配布とその活用を通して、いじめ防止等の取組の充実を図ります。
- イ 町教育委員会は、学校が自校の学校評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行います。
- ウ 町教育委員会は、学校改革を推進し、教職員が児童生徒と向きあう時間を確保し、児童生徒の変化に迅速に対応できる体制の整備を支援します。
- エ 各種研修会や通知等を通し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について必要な広報、その他の啓発活動に努めます。
- オ 町教育委員会は、教職員の自己評価において、いじめ問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録の作成、各学校における教職員評価への指導・助言を行います。

III 確かな現状認識と学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針、本基本方針を参考にしていじめの防止等の取組みについての基本的な方向や、取組みの内容(行動計画)等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。

学校基本方針は、いじめの防止等のための教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを体系的、計画的に実行するために策定するものです。

加えて、学校基本方針が当該学校の実情に即して機能しているかを法第 22 条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、PDCA サイクルを盛り込むように努めます。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように努めます。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開し、保護者や地域住民へ周知します。そして、家庭や地域においていじめ問題に対する課題意識を高め

(2) いじめの防止等の対策組織の設置

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であり、当該学校の複数の教職員に加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、各学校は法第22条に定める組織を設置します。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、以下に例示するような中核となる役割を担います。

- ア 学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と共有を行う役割
- ウ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- エ いじめの相談・通報の窓口としての役割

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

「暴力を伴わないいじめ」は目に付きにくく表面化しにくいものであり、すべての児童生徒が加害者にも被害者にもなりうるものであるが、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに努めます。そして児童生徒の居場所づくり、絆づくりをキーワードとして学校づくりを進め、その中心としてわかる授業づくり、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業づくりに努めます。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくり、児童生徒の自己有用感を育む取組を進めます。そして、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

イ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめを積極的に認知します。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組めます。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取組みます。また、そのあり方については、「県のいじめ問題対応マニュアル」を参考にします。

IV 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告、調査、対処 (図2)

重大事態とは

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【(重大事態)法第28条より抜粋】

ア 重大事態の意味

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合(30日未満でも町教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手します。)
- 児童生徒や保護者から申立てがあった場合

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体

重大事態が発生した場合は、学校や町教育委員会だけでなく、町全体で対処します。学校は、重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて町長へ、事態発生について報告します。また、町教育委員会は、調査の主体を町教育委員会と学校のどちらにすべきか判断します。その際、主体がどちらになろうとも、町教育委員会は調査を行う学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施します。

(2) 調査主体が学校の場合

ア 重大事態の調査組織の設置

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努めます。その組織は、学校のいじめの防止等の対策のための組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法をとります。

イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実としっかりと向き合おうとする姿勢で臨みます。

- ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対しての情報提供
調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ情報を適切に提供します。
その際は、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。
得られたアンケート結果は、いじめを受けた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち対象の児童生徒や保護者に説明する等の措置が必要です。
- エ 町教育委員会への報告（※町教育委員会から町長に報告）
学校は、調査結果を町教育委員会を通して町長に報告します。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。
- オ 調査結果を踏まえた必要な措置
町教育委員会や学校は、得られた調査結果より、いじめを受けた児童生徒やその保護者等への配慮のもと、「県のいじめ対応マニュアル」を参考にしながら、重大事態の対処を行います。

(3) 調査主体が教育委員会の場合

- ア 学校は、町教育委員会の指示のもと、資料の提出等調査に協力し、事態の解決に町教育委員会、学校が一体となって取り組みます。

(4) 調査結果を受けた町長による再調査及び措置

- ア 再調査
上記(1)ーウー(エ)の報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、再調査を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関等を設けて行います。
- イ 再調査の結果を踏まえた措置等
町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じます。
また、当該学校について再調査を行った時、町長はその結果を議会に報告します。

V その他いじめ防止のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としています。

町としても、いじめの防止等に関する町の施策や学校の施策、重大事態への対処等、町の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じます。

(2) 基本方針策定状況の確認と公表

町は、町及び各学校における基本方針の策定状況を公表します。

VI 各学校における日常の未然防止

(1) 早期発見のための体制づくり

隠匿性が高いといういじめの特性を考えたとき、いち早く児童生徒の変化に気付くための感性を持ち、早期発見できる生徒指導体制の充実を図るとともに、授業や学級経営等の日頃の教育実践の悩みを気軽に話し合える教職員間の環境をつくるのが大切です。

(2) 児童生徒の願いや思いを受け止める

日頃から休み時間等に児童生徒の活動に積極的に加わったり声かけをしたりするなど、様々な場面での子どもの様子を把握することで、教師が予断をもった判断をせず、児童生徒の願いや思いを受け止めるのが大切です。その際、児童生徒の表面的な言動にとらわれず、その裏にある児童生徒の願いや思いを認識するような力が必要です。

(3) いじめ発見と確かな手立て

いじめ問題を教育の課題と捉え、いじめに関わった児童生徒同士の信頼関係の構築と人権を尊重する集団の高まりへとつなげる必要があります。

① 児童のまなざしと信頼

児童生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、児童生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、児童生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められます。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切です。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要です。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

児童生徒がつながり合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が児童生徒を成長させます。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童生徒は大きく変容するものです。

(4) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童生徒に理解させるのが大切です。また、児童生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、教育活動全体において子どもの人権が尊重され、それぞれの子どもの自己実現につながる取組みとなるよう努めるのが大切です。

②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮すると思います。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。

児童生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが大切です。

(5) 相談しやすい環境づくり

本人からの訴え

- 心身の安全を保障します。

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えることが大切です。保健室や面談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保障することが大切です。

- 事実関係や気持ちを傾聴し、「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴することが大切です。
※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意します。

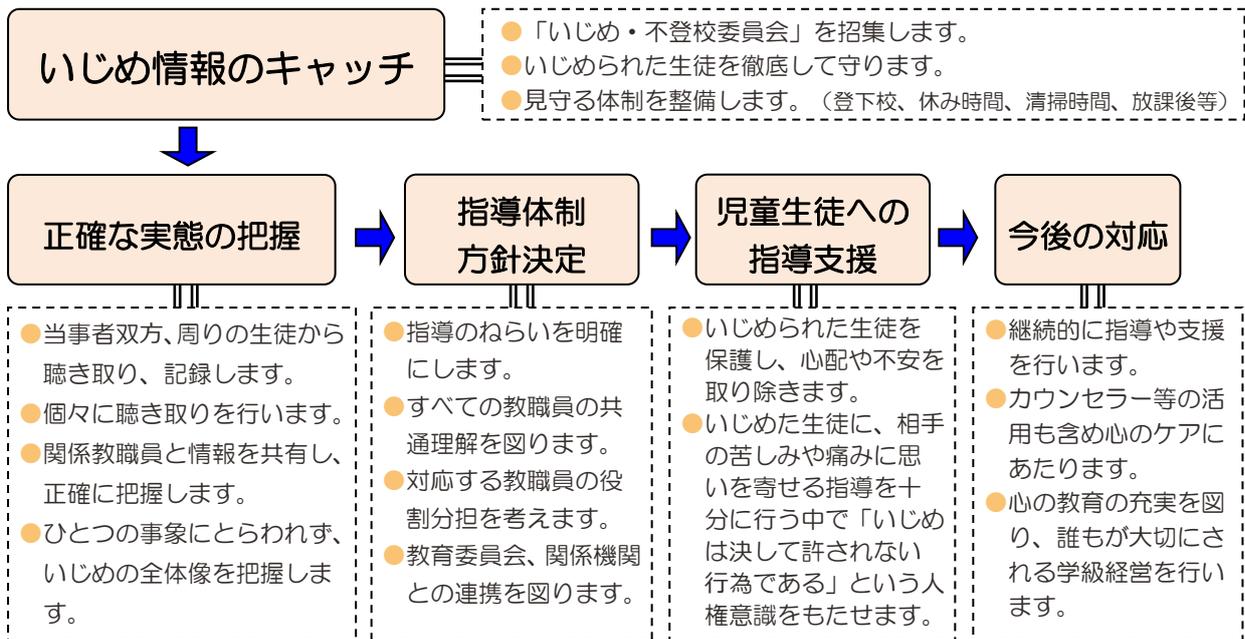
周りからの訴え

- いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。
- 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を与えます。

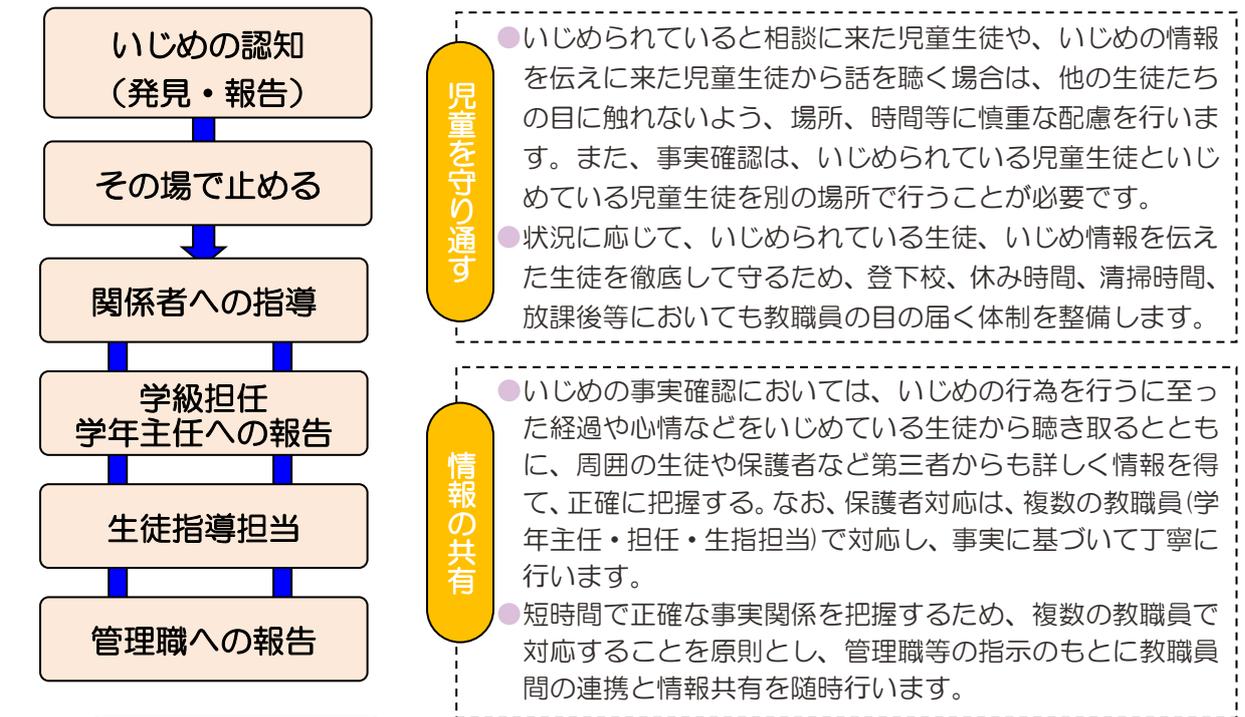
保護者からの訴え

- 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。
- 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスです。日頃から、児童生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要です。
- 児童生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

(6) いじめ対応の基本的流れ



(7) いじめ発見時の緊急対応



把握すべき情報

- ◆ 誰が誰をいじめているのか? 【加害者と被害者の確認】
- ◆ いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】
- ◆ どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? 【内容】
- ◆ いじめのきっかけは何か? 【背景と要因】
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか? 【期間】

要 注 意

児童生徒の個人情報、その取扱いに十分注意します。

VII 連携および環境の醸成

地域の教育力の活用

家庭、学校、地域など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、地域との連携を図りながら取り組むことが大切です。

① 児童生徒の居場所づくり

児童生徒は社会の在り方や社会状況の変化の影響等を受けやすく、家庭や地域での居場所がない児童生徒が増えています。一人ひとりの課題に応じたきめ細かい対応により自尊心を高める取り組みを行っていくことが大切です。

② 教育相談体制の確立

定期的に教育相談週間を設けて、児童生徒を対象とした教育相談を実施する等、児童生徒が相談しやすい体制を整備することが大切です。

③ 児童生徒や保護者に十分に理解された教育相談

学級での指導や学級通信等で教育相談の意義や方法等についての理解を図るとともに、様々な相談の場や機会があることを児童生徒や保護者へ知らせます。

④ 学校での出来事を積極的に伝える

学校と家庭・地域社会が一体となって、児童生徒の健やかな成長を育むため、学校の取り組みや児童生徒の様子を積極的に発信します。

⑤ 保護者の思いに誠実に応える

学校として、保護者が学校に対する様々な意見や願いを持っているということや学校評価アンケートの実施や、保護者面談の積極的実施を行うことによって、保護者が「相談してよかった」と感じるような誠実な対応を積み重ねていくことによって大きな信頼を築き上げることができると考えます。

⑥ 地域人材の活用と情報収集

いじめを予防するため、学校運営協議会、地域教育懇談会など地域コミュニティを活発にし、教育活動への参画を通じて、学校との協力関係や児童生徒との親密な関係を強めて、児童生徒が教育的愛情を実感し、他を意識した人間関係づくりの実践に繋がっていくものと考えます。

⑦ 関係機関との連携

重大な事案とならないよう、日常的に教育委員会をはじめ、関係機関、SC、SSWなど教育相談員との連携を図り、事前の策や指導の見通しを持つための研修を行うことが大切です。

図1

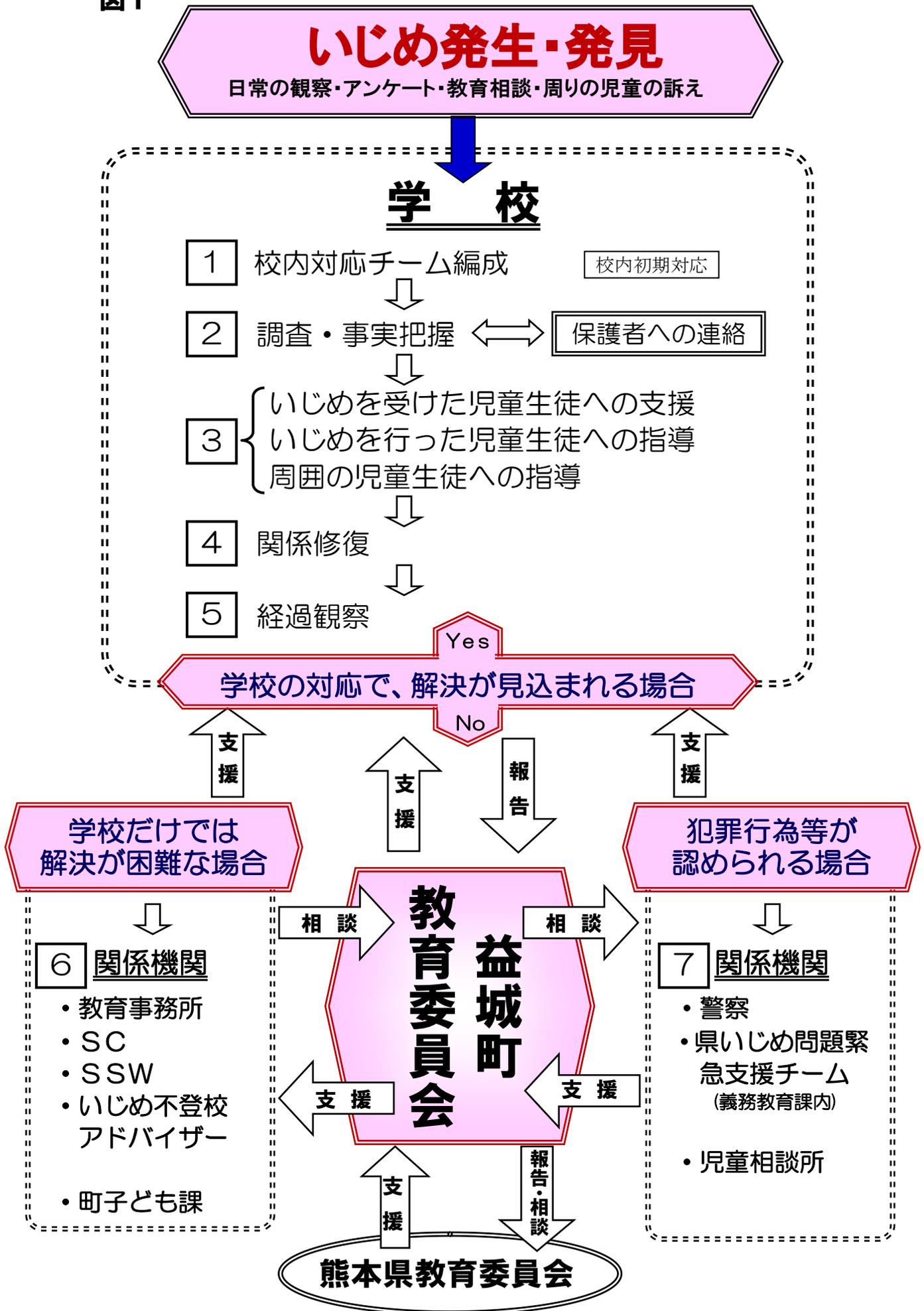
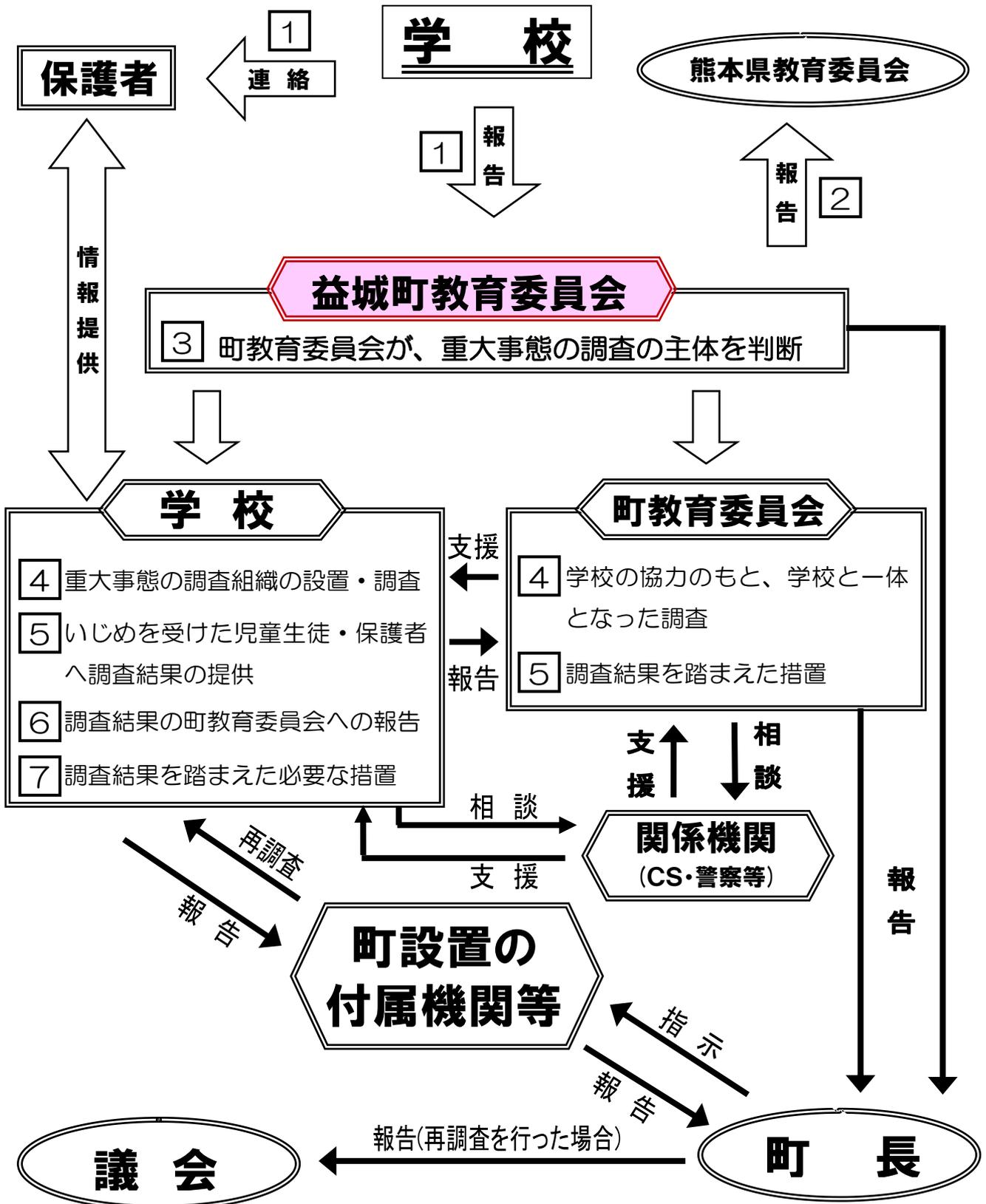


図2

重大事態発生



(重大事態)

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童生徒が相当の期間(30日以上)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。